

地域生活支援事業・移動支援サービス利用料金表(滑川市)

サービス利用料金は、障害者総合支援法に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。負担上限月額に応じて、原則として1割負担となります。

令和6年4月改訂

個別支援型 (身体介護を伴うもの)	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	2,560円	256円
	30分以上 60分未満	4,040円	404円
	60分以上 90分未満	5,870円	587円
	90分以上 120分未満	6,690円	669円
	120分以上 150分未満	7,540円	754円
	150分以上 180分未満	8,370円	837円
	180分以上 210分未満	9,210円	921円
	210分以上は30分ごとに	+830円	+83円

個別支援型 (身体介護を伴わないもの)	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上 60分未満	1,970円	197円
	60分以上 90分未満	2,750円	275円
	90分以上 120分未満	3,450円	345円
	120分以上 150分未満	4,140円	414円
	150分以上 180分未満	4,830円	483円
	180分以上 210分未満	5,520円	552円
	210分以上は30分ごとに	+690円	+69円

グループ支援型 (身体介護を伴わない場合) 職員：利用者人数 1：2人	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	640円	64円
	30分以上 60分未満	1,180円	118円
	60分以上 90分未満	1,650円	165円
	90分以上 120分未満	2,070円	207円
	120分以上は30分ごとに	+410円	+41円

グループ支援型 (身体介護を伴わない場合) 職員：利用者人数 1：3人	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	460円	46円
	30分以上 60分未満	850円	85円
	60分以上 90分未満	1,190円	119円
	90分以上 120分未満	1,495円	149円
	120分以上は30分ごとに	+300円	+30円

■利用料金のお支払方法

- 利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月に利用請求明細書を送付します。翌月27日に指定口座より引落させていただきます。（金融機関が休日の場合は、翌営業日となります。）
- 前項の規定にかかわらず、銀行等からのお支払いも可能ですが、お振込みにかかる手数料はご利用者のご負担とさせていただきます。

■その他

- ① 「提供時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ② 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、障害福祉サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ③ 介護保険の訪問介護員 3 級の資格を有する者によりサービス提供を受けた場合は、減算されます。
 - 身体介護を伴うもの・・・0.7%
 - 身体介護を伴わないもの・・・0.9%
- ④ 利用者負担上限月額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ⑤ ご利用者の住所、利用者負担上限月額又は支給量その他受給者証または利用決定通知書の記載内容に変更があった場合には、速やかに事業所にお知らせください。また、事業所が受給者証または利用決定通知書の確認をさせて頂く場合には、提示して頂きます。

地域生活支援事業・移動支援サービス利用料金表（高岡市）

サービス利用料金は、障害者総合支援法に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。負担上限月額に応じて、原則として1割負担となります。

令和6年4月改訂

身体介護を伴うもの	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	2,560円	256円
	30分以上 60分未満	4,040円	404円
	60分以上 90分未満	5,870円	587円
	90分以上 120分未満	6,690円	669円
	120分以上 150分未満	7,540円	754円
	150分以上 180分未満	8,370円	837円
	180分以上 210分未満	9,210円	921円
	210分以上 30ごとに加算	+830円	+83円

身体介護を伴わないもの	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上 60分未満	1,970円	197円
	60分以上 90分未満	2,750円	275円
	90分以上は 120分未満	3,460円	346円
	120分以上 30ごとに加算	+700円	+70円

■利用料金のお支払方法

●利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月に利用請求明細書を送付します。翌月27日に指定口座より引落させていただきます。（金融機関が休日の場合は、翌営業日となります。）

●前項の規定にかかわらず、銀行等からのお支払いも可能ですが、お振込みにかかる手数料はご利用者のご負担とさせていただきます。

■その他

- ① 「提供時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ② 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、障害福祉サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ③ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、利用者負担上限月額の範囲内であれば、利用者負担の対象となります。
 - 早朝（午前6時から8時まで）/夜間（午後6時から午後10時まで）・・・25%
 - 深夜（午後10時から午前6時まで）・・・50%
- ④ 利用者負担上限月額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ⑤ ご利用者の住所、利用者負担上限月額又は支給量その他受給者証または利用決定通知書の記載内容に変更があった場合には、速やかに事業所にお知らせください。また、事業所が受給者証または利用決定通知書の確認をさせて頂く場合には、提示して頂きます。

地域生活支援事業・移動支援サービス利用料金表(射水市)

サービス利用料金は、障害者総合支援法に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。負担上限月額に応じて、原則として1割負担となります。

令和6年4月改訂

個別支援型 (身体介護を伴う場合)	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	2,560円	256円
	30分以上 60分未満	4,040円	404円
	60分以上 90分未満	5,870円	587円
	90分以上 120分未満	6,690円	669円
	120分以上は30分ごとに	+830円	+83円

個別支援型 (身体介護を伴わない場合)	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上 60分未満	1,970円	197円
	60分以上 90分未満	2,750円	275円
	90分以上 120分未満	3,450円	345円
	120分以上は30分ごとに	+690円	+69円

グループ支援型 (身体介護を伴う場合) 職員：利用者人数 2：2～3人	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	1,530円	153円
	30分以上 60分未満	2,420円	242円
	60分以上 90分未満	3,520円	352円
	90分以上 120分未満	4,010円	401円
	120分以上は30分ごとに	+500円	+50円

グループ支援型 (身体介護を伴う場合) 職員：利用者人数 2：4～6人	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	1,020円	102円
	30分以上 60分未満	1,610円	161円
	60分以上 90分未満	2,340円	234円
	90分以上 120分未満	2,670円	267円
	120分以上は30分ごとに	+330円	+33円

グループ支援型 (身体介護を伴わない場合) 職員：利用者人数 1：2～3人	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	630円	63円
	30分以上 60分未満	1,180円	118円
	60分以上 90分未満	1,650円	165円
	90分以上 120分未満	2,070円	207円
	120分以上は30分ごとに	+410円	+41円

グループ支援型 (身体介護を伴わない場合) 職員：利用者人数 1：4～6人	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	420円	42円
	30分以上 60分未満	780円	78円
	60分以上 90分未満	1,100円	110円
	90分以上 120分未満	1,380円	138円
	120分以上は30分ごとに	+270円	+27円

車輦移送型	地域活動支援センターまでの距離	利用単価 (片道につき)	利用者単価 (片道につき)
	15 km未満	600 円	60 円
	15 km以上 20 km未満	810 円	81 円
	20 km以上	1,080 円	108 円

■利用料金のお支払方法

●利用料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月に利用請求明細書を送付します。翌月 27 日に指定口座より引落させていただきます。(金融機関が休日の場合は、翌営業日となります。)

●前項の規定にかかわらず、銀行等からのお支払いも可能ですが、お振込みにかかる手数料はご利用者のご負担とさせていただきます。

■その他

- ① 「提供時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ② 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、障害福祉サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ③ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、利用者負担上限月額範囲内であれば、利用者負担の対象となります。
 - 早朝（午前 6 時から 8 時まで）/夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）・・・25%
 - 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）・・・50%
- ④ 利用者負担上限月額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ⑤ ご利用者の住所、利用者負担上限月額又は支給量その他受給者証または利用決定通知書の記載内容に変更があった場合には、速やかに事業所にお知らせください。また、事業所が受給者証または利用決定通知書の確認をさせて頂く場合には、提示して頂きます。

地域生活支援事業・移動支援サービス利用料金表（上市町）

サービス利用料金は、障害者総合支援法に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。負担上限月額に応じて、原則として1割負担となります。

令和6年4月改訂

身体介護を伴う場合	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	2,560円	256円
	30分以上 60分未満	4,040円	404円
	60分以上 90分未満	5,870円	587円
	90分以上 120分未満	6,690円	669円
	120分以上 150分未満	7,540円	754円
	150分以上 180分未満	8,370円	837円
	180分以上 210分未満	9,210円	921円
	210分以上は30分ごとに	+830円	+83円

身体介護を伴わない場合	提供時間	利用単価	利用者単価
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上 60分未満	1,970円	197円
	60分以上 90分未満	2,750円	275円
	90分以上 120分未満	3,450円	345円
	120分以上は30分ごとに	+690円	+69円

■利用料金のお支払方法

●利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月に利用請求明細書を送付します。翌月27日に指定口座より引落させていただきます。（金融機関が休日の場合は、翌営業日となります。）

●前項の規定にかかわらず、銀行等からのお支払いも可能ですが、お振込みにかかる手数料はご利用者のご負担とさせていただきます。

■その他

- ① 「提供時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ② 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、障害福祉サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ③ 利用者負担上限月額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ④ ご利用者の住所、利用者負担上限月額又は支給量その他受給者証または利用決定通知書の記載内容に変更があった場合には、速やかに事業所にお知らせください。また、事業所が受給者証または利用決定通知書の確認をさせて頂く場合には、提示して頂きます。